

香川県弁護士会は なぜ、生田弁護士に対して「業務停止処分」を行なったのか？

— 「処分」理由はデッチ上げです！ —



1 生田弁護士とは ？

生田弁護士は、民衆の立場から不正を追及し、この社会の、とりわけ権力機関や権力を持つ者の不正に対し、妥協せぬ闘いを続けている弁護士です。

- ① 香川県では、香川県警の一部不正グループと銀行と暴力団の癒着による不正追及の、悪徳企業による被害者の救済、冤罪の阻止、死刑廃止、行政権力の不正追及、司法改革（陪審制度）等、さまざまな裁判と活動を持続しています。
- ② 愛媛・杉並・栃木における「戦争ができる国」を目指す「つくる会」教科書の採択取消を求め、教科書裁判（いわゆる教育に対する国家や政治家による不当な介入）に弁護士として参加し、闘っています。

これらの裁判は、いずれも権力機関の不正等と対峙し、しかも日本では勝つ可能性のまれな行政訴訟です。ゆえに、弁護士の引き受け手が少ない現実があります。愛媛でも前記②の裁判の提訴に際して弁護を引き受け手が見つからず、本人訴訟（原告が自ら訴訟行為）という形で裁判を起こしました。素人が訴訟行為を行なうことは、なかなか大変で、それを見るに見かねて弁護活動を引き受けてくれたのが生田弁護士でした。

訴訟における一つの課題は、その費用ですが、生田弁護士は、全く無報酬であるばかりでなく、この訴訟活動をすることによって自らにかかる様々な経費をも全て持ち出しです。しかも、この種の行政訴訟では、ややもすると、代理人である弁護士のみが、専門家としての知識と経験及び司法界の権威主義的「慣習」に基づいて、訴訟の方向、方針を決め、原告らの考えや思いから遊離してしまうケースが多く見られるのに対し、生田弁護士は、素人である原告等の考えや思い、発想に基づく言動、書面作成等を遮ることなく最大限尊重し、原告らとの全く対等な関係性の中で、共に裁判闘争を続けているそんな弁護士で、「えひめ教科書裁判」を行なううえにかけがいのない大切な存在です。

2. 生田弁護士に「業務停止3か月の懲戒処分」！

香川県弁護士会（以下、弁護士会）は、このような生田弁護士に対して、「懲戒処分（弁護士活動の

業務停止3か月)」の決定を行い、その結果、生田弁護士は、これら上記の裁判を含む全ての裁判における代理人の辞任を余儀なくされました。このことによる上記諸活動等への影響、損失は計り知れないほど大きいものであります。

もし、仮に、弁護士会による処分が正当な理由、手続きによるものであれば、むろん私たちは、何も言いません。

しかしながら、あろう事か、弁護士会の「懲戒処分」理由は、意図的な事実のすり替えや歪曲のみから成り立っています（「懲戒処分」理由の問題点参照）。このようなトンでもない「懲戒処分」の決定の背景に、生田弁護士らによる香川県における不正（銀行・県警一部不正グループ・暴力団等）追及を逃れようとする輩の影が見え隠れし、その中に弁護士会に大きな影響力を持つ弁護士らの存在があり、彼らによって今回のデッチ上げ「懲戒処分」が仕組まれたものです（「5 なぜ、デッチ上げてまで「懲戒処分」するのでしょうか？」参照）。

3 生田弁護士に対する不可解で度重なる「懲戒請求」？

さて、生田弁護士に対する「懲戒請求」のことに戻りますが、本件請求及びその後の委員会調査・審査には、次のような疑問・問題が浮かび上がってきます。

- ① 生田弁護士に対する「懲戒請求」は、これまで6度行われ、この3年に集中し、それは、生田弁護士による不正追及の時期と符号しています。
- ② 「懲戒請求」のその手続きは、一般的に広く知られていませんので、本件を含めてこれまで生田弁護士に対する「懲戒請求」は、①との関係で、恣意的な特定の弁護士などによる働きかけがあったとの疑念があります（「上申書」K 参照）。
- ③ 弁護士会綱紀委員会は、以前にも、自らもっともらしい懲戒処分理由をデッチ上げて、生田弁護士に対する懲戒処分をすべきであるとの結論を出して懲戒委員会へ回した「前科」があります。（2004年12月27日）
- ④ 生田弁護士は、綱紀委員の前記のデッチ上げ「議決」に対して、綱紀委員を逆に訴え（弁護士会と日弁連・損害賠償民事裁判）を起こしています。（2005年3月29日）
- ⑤ このときの「懲戒理由」は、綱紀委員会による完全なデッチ上げであるとの生田弁護士の抗議によって、懲戒委員会は処分を実行できず、やむなく処分をしないという決定を出さざるを得なかったのです。（2005年7月24日）
- ⑥ 加害企業側の弁護をしている弁護士（X「6 なぜ、デッチ上げてまで「懲戒処分」するのでしょうか？」参照）とその被害者の弁護をしている生田弁護士は、訴訟行為において熾烈な関係にあります。その弁護士（X）が、懲戒委員会として、この「処分」の「議決」に加わっています。このような関係にある弁護士（X）は、公正な「議決」を保証するためには、「議決」に参加してはならないにもかかわらず、本件の「議決」に参加しています（適正手続き違反）。
- ⑦ つまり、⑥を含めて本件「議決」に至る過程において公正且つ適正な調査及び審査などが行われず、この「処分」が「議決」されるなど、適正手続き違反があります。
- ⑧ そのうえ、今回の「懲戒処分」を「議決」した理由として、同「請求」理由とは直接関係ない過去の3回に亘る「戒告処分」を取り上げます。これらの「処分」も恣意的な「処分」で、今回の不当な「処分」に至るその根の深さを物語っています。
- ⑨ 以上のように、生田弁護士を葬りたい特定の弁護士の影響下にある弁護士会と生田弁護士は対峙関係にあり、その当事者である弁護士会が、もう一方の当事者である生田弁護士を「裁く」側

となっています。このように、この「懲戒処分」の「議決」には、著しい不公正があり、その結果、トンでもない「議決」となっているのです。

4 「懲戒理由」はデッチ上げ

「懲戒処分」理由 その1

懲戒請求者（以下、請求者）が賃貸していたうどん店(A)が、店を閉めるとき、看板（商号）を、請求者と、第三者(B)に、二重譲渡しました。そこで、請求者は、(一) (B)を被告として商号の使用禁止と、登記の抹消を求め、(二)二重譲渡した(A)に対して損害賠償を求めました（いずれも生田弁護士が原告代理人）。

弁護士会は(一)を不問に付し、(二)の訴えを起こしたことは、勝訴の見通しも無く、(B)に圧力を加える不当訴訟であると、その行為は「懲戒」にあたるとしました。

「懲戒処分」理由1の問題点

違法に二重譲渡したことに対して、その(一)差止と、(二)損害賠償請求を求めるのは、極当たり前の訴訟行為です。それを不当であると、強引に理由付けしています。

「懲戒処分」理由 その2

(一)の裁判において親族(C)が請求者側に立つ陳述書を提出し、(C)と(B)親族関係が険悪になりました。そこで、親族関係のトラブルを解消したいと(C)が親族関係調停を生田弁護士に求め、生田弁護士は、ボランティアで調停申立書を代書しました。ところが、請求者は、生田弁護士に親族関係調停を依頼したのに、していないと不可解な懲戒請求を行いました。

弁護士会は、その調停が、(一)の訴訟に影響を及ぼすための調停制度の濫用であるとして、「懲戒」理由としました。

「懲戒処分」理由2の問題点

親族関係調停を依頼した(C)は、生田弁護士に対して異議を唱えていません。同調停の全く第三者にあたる請求者が、調停事案を理由に、懲戒を請求しています。第三者にそのような適格があると思われません。

しかも、懲戒の請求申立理由は、訴訟代理行使をしていないというものですが、弁護士会は、「調停の目的が違法であり、違法な調停申立」であると理由をデッチ上げて懲戒としています。これは、申立にないことを勝手に付け加えた行為で、不告不理原則違反にあたります。このように二重三重の強引なこじつけで「懲戒処分」の理由としているのです。「懲戒処分」理由1もまた前記の③も同様ですが、懲戒請求申立理由にない理由でデッチ上げによって「処分」しようとしています。

「懲戒処分」理由 その3

請求者が、本件懲戒事件審理中に、生田弁護士と請求者の中を取り持った第三者(D)にFAXで、

いきさつの照会文を出し、(D)が回答書を送り返しました。その回答書を見た生田弁護士は、(D)の肩書、印影がおかしいと思い、(D)にそれを確認しました。すると、(D)は、「違う」と返事したので、生田弁護士は、請求者を私文書偽造、私印偽造等で告発しました。ところが(D)は本件の弁護士会の聴聞で、生田弁護士から回答書の肩書、印影について尋ねられたことは無いと嘘を付きました。そこで弁護士会は、生田弁護士の告発は、調査不十分であり、懲戒申立者に対する報復的告発で不当であるとししました。

以上のように、「懲戒処分」理由をデッチ上げ、有無を言わさぬ形で理不尽な懲戒処分を強行したのです(2006年10月12日)。仮に千歩譲って、「懲戒理由」が、弁護士会の認定どおりであったとしても、「業務停止3か月」という「処分」は、下記の他の「処分」事例と比べて余りにも重過ぎ、その一点においても不当です。

「懲戒処分」理由3の問題点

(D)は、弁護士会の聴聞の席で、生田弁護士から回答書の肩書、印影について尋ねられたことがあること、自分のものとは違うと生田弁護士に嘘の答えをしたこと等、本当の事実を述べようと臨んだのですが、委員会の席上、委員のすべてが生田弁護士の悪口を散々言っている席であったため、本当の事を言いそびれてしまいました。そこで、本件懲戒後、日弁連で本当の事を証言したいと、上申書を提出しています。この上申書によれば、生田弁護士の告発は正当であり、何ら懲戒理由になり得ないのです。

5 なぜ、デッチ上げてまで「懲戒処分」するのでしょうか？

いま生田弁護士は、香川県下の、ある廃棄物関連施設の欠陥システムによる硫化水素漏れによって、全身が動かなくなった市民の弁護活動を行っています。

その事件の被害者が、加害企業側の(X)弁護士によって、わずかの見舞金で、企業側との「和解」を画策され、事件そのものをもみ消そうとされて、困り果てた後に、香川県の障害者オンブズの代表をしている生田弁護士のもとに依頼に来たものです。

この加害企業側の弁護士というのが、実は、今回、生田弁護士を懲戒処分にした懲戒委員会の委員弁護士と、この懲戒委員会を含む香川県弁護士会に強い影響力を保持し続けている弁護士なのです。同弁護士は、行政の顧問弁護士でもあります。

生田弁護士は、この訴訟の中で、加害企業の不誠実と同時に、弁護士(X)らの不誠実な姿勢をも「準備書面」等で厳しく指摘し、追及しています。

生田弁護士は、この他にも、いわゆる同業者——仲間内——の不正に対しても、世間でよくある如くの、「なれ合い主義」に陥ることなく、また隠しあつたりすることなく、不正は不正として、公然と糾し続けています。このような姿勢を貫かない限り、これらの不正を追及できないからです。

これらのことを見るとき、弁護士会による今回の「懲戒処分」は、自分たちの利益と保身のために、このような生田弁護士の活動を封じ込めることを目的として、不正、卑劣に行ったものであると断定せざるを得ません。

それは、さらに、上申書(「K」同封参照)のような香川県警(一部不正グループ)と銀行と暴力団などとの癒着・不正が背後にあり、そのことを厳しく追及している生田弁護士の存在が、邪魔であるので、その追及を行わせないために取られた措置が今回の「懲戒処分」です。

「えひめ教科書裁判を支える会」